

公告

事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2024年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

公告件名：インドネシア国農業保険導入促進に係る情報収集・確認調査
（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

1. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
2. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
3. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
4. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
5. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
6. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：インドネシア国農業保険導入促進に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00418

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年7月3日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国農業保険導入促進に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2024年9月から2025年3月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(2) 事業実施担当部

経済開発部農業農村開発第一グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年7月9日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年7月9日 12時
3	質問への回答	2024年7月12日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年7月19日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年8月2日 11時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示に係る説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.（3）日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/9mjM7NSUTz>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示に係る説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記2.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：24a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

1) 技術提案書・別見積書

（5）電子入札システム導入に係る留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点70:30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条調査の背景・経緯

インドネシア政府は、国家長期開発計画（RPJPN2005年－2025年）で、食料安全保障を国家開発目標の一部として示しており、政策上の優先課題の一つとして位置付けている。2013年に「農民保護エンパワメント法」（法律2013年19号）を成立させ、稲作を対象とした農業保険（以下、「農業保険」という。）の導入とそのための政府支援を進めてきた。前中期国家開発計画（RPJMN 2015-2019）の5年間においてはインドネシアの総水田面積約809万ha（2015年）に対し毎年100万ha（各農家の合計面積）の保険加入を目標に、稲作を対象として実際の損害に応じて保険金が支払われる実損補填型農業保険（以下、「AUTP」という。）のパイロット事業を展開した。現中期国家開発計画（RPJMN 2020-2024）においても農業保険は優先事業の一つとして位置付けられ、AUTPは正式な保険事業として国営企業であるJASINDO社が販売主体となり継続されている。JICAは2017年から2023年まで技術協力プロジェクト「農業保険実施能力向上プロジェクト」（以下、「農業保険プロジェクト」という。）を実施し、AUTPの課題分析と農業保険推進のための人材育成を実施した。また、AUTPを補完するスキームとして、事前に設定された1haあたりの単収と実際の単収との比較により保険金が支払われる収量インデックス型保険（以下、「AYII」という。）のパイロット・プロジェクトを実施しAYIIの制度化に向けた政策提言を行った。一方、農業保険プロジェクトにおいては、AUTP普及のための人材育成が不十分であったことと、AYIIのパイロット・プロジェクトを実施した地域は限られていた等の課題が残っている。また、インドネシアの次期政権は食料安全保障を優先課題として掲げており、同課題を解決するための一つとして、農業保険を含める意向であるが、具体的な農業保険を推進するための方針が不明確な状況である。

今般実施する「インドネシア国農業保険導入促進に係る情報収集・確認調査（以下、「本調査」という。）」は、JICAが今後インドネシアにおける農業セクター、特に農業保険を含む食料安全保障に係る援助方針を検討することを目的に、農業保

険プロジェクトで明らかになった課題（AYII 制度と運用の改善、全国展開に向けた人材育成の必要性）を踏まえた上で、食料安全保障における農業保険の追加情報を収集するとともに、同情報を先方政府へ提供することで、JICA におけるインドネシアでの農業セクターの協力量針の明確化を目指すものであり、今後の農業セクターでの支援を検討する上で不可欠な調査と位置付けられる。

第 2 条 調査の目的と範囲

本調査はインドネシアにおける食料安全保障戦略や農業セクターにおける農業保険に関する今後の JICA 協力（短期的には技術協力、中長期的には円借款）の可能性、方向性の検討を行うことを目的とする。本調査では小規模農家の所得安定を担保するための社会制度の一つである農業保険の現状や課題の整理・分析を中心に取り組むこととし、併せてインドネシア内で農業保険推進の必要性及び今後の課題を整理することとする。

第 3 条 調査実施の留意事項

（1）実施済み案件との連携

発注者は過去にインドネシアにて農業保険に関係する以下のプロジェクトを実施している。

- 「気候変動対策能力強化プロジェクト」（2010-2015）
- 「農業保険実施能力向上プロジェクト」（2017-2023）

これらのプロジェクトの実施を通じて収集済みの情報もあることから、報告書を精査の上で、重複がないように効率的に業務を行う。一方、情報が古い場合には、必要な情報のアップデートを行うこととする。また、農業保険プロジェクトではインドネシア政府に対する提言を取りまとめているため、提言の実施状況の確認や実施状況を踏まえた提言のアップデートを行うこととする。

（2）調査対象地域

本調査はインドネシア全土を対象とする。特に、農業保険プロジェクトのパイロット州（西ジャワ州及び中部ジャワ州）においては、AYII の実施結果や被保険者及び農業普及員の農業保険に対する理解度に関する調査を実施することや、他機関

（農業保険を取り扱う企業³）が農業保険を展開している地域に対し、同様の調査を実施することを検討すること。

（３）インドネシア側関係機関との協議

本調査はインドネシアにおける食料安全保障戦略や農業セクターにおける農業保険に関する今後の JICA 協力（短期的には技術協力、中長期的には円借款）の可能性、方向性の検討を行うことを目的としている。そのためには、先方政府の農業保険推進に係る方向性を明確化することが重要となることから、インドネシア側関係機関との面談のみならず、インドネシア側の主導の下で関係機関が参加する定例会開催の働きかけ及び同定例会を通じ農業保険推進に係る政府内検討状況等の情報収集を行うこと（本調査が定例会に参加することはインドネシア側関係機関から了承取り付け済み）。また、これらの面談や定例会においては、アジェンダの JICA への事前共有と議事録の作成を行うこと。

また、調査結果に基づき農業保険推進に向けた提言を作成し、ワークショップを開催して調査結果の報告及び提言を行い、農業保険推進のための課題や優先対応事項（責任機関、対応スケジュールを含む）を先方政府と確認すること。

（４）調査スケジュールについて

インドネシアでは年度末にラマダン・レバランの長期休暇があるため、それを踏まえた調査スケジュールを提案すること。

（５）調査の実施体制について

現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第 3 章「2. 業務実施上の条件」参照）。
- ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第 1 章「5. 競争参加資格」参照）。

³ 候補となる他機関（農業保険を取り扱う企業）の連絡先は、契約締結後に JICA から共有予定です。

係る経費は合計 3,000,000 円（税抜）を上限とする。

第 4 条 調査の内容

（１）既存情報の収集、整理（準備業務）

- ① インドネシアにおける食料安全保障戦略及び農業保険の位置付けなどについて情報を収集・整理する。また、2024 年 10 月の新政権発足が同戦略に及ぼす影響なども整理する。
- ② インドネシアにおける農業保険（稲作以外も含む）の実施状況について情報を収集の上、現地調査に向けた準備・整理をする。また、農業保険を取り扱う企業や同企業が提供する保険商品などの情報を収集・整理する。
- ③ 東南アジア諸国の農業保険の好事例（稲作以外も含む）に関する情報をインターネットで公開されている資料等を用いて収集・整理する。
- ④ 収量測定に関する手法（リモートセンシング技術を含む）に関する情報を収集の上、現地調査に向けた準備・整理をする。

（２）現地調査

- ① ジャカルタにて主に以下の調査を実施する。

- ・ 関連政府機関との協議を行い、既存の食料安全保障及び農業セクターにおける農業保険の位置付けに関する不足情報の聞き取り調査及び整理。
- ・ AYII における収量測定及び基準収量となるデータ取得方法の調査及び既存データの活用可能性の検討及び AYII 保険商品のレビュー実施。
- ・ 農業保険プロジェクトにて提言した課題に対する進捗状況を調査する。
- ・ AOTP 以外（民間企業が取り扱う農業保険商品やリモートセンシング技術の活用）のモデルケースを調査し、今後民間企業の参入及び新たな技術を導入する際の課題と手順の調査及び整理。
- ・ 近隣国の農業保険における調査結果に基づき、インドネシアの状況と比較し、インドネシアにおける農業保険の普及拡大における参考情報を整理し、農業保険プロジェクトで残された提言の修正を行う。

- ② 農業保険プロジェクト対象地域及び他の地方部にて主に以下の調査を実施する。

- ・ 州及び県の農業局職員、農業普及員、被保険者（農業従事者）の一般的な保険制度及び農業保険に対する現状の理解度及び普及状況を調査する⁴。
- ・ AUPF 及び AYII に関する意見の聞き取り調査を実施し、両農業保険の比較検討を行う。
- ・ 調査結果に基づき、農業保険の普及拡大における課題の特定及び将来的な拡大に向けて必要な対応事項を検討する。

③ インドネシア国内における農業保険普及に係る方向性検討

- ・ インドネシア政府が開催する農業保険関係機関が参加する定例会にて修正された提言を含む調査結果を共有の上、ワークショップ開催に向けた調整を行う。
- ・ インドネシアで農業保険を普及拡大する際の課題や優先対応事項について、農業保険関係機関で議論を行い、共通認識を醸成するためのワークショップを開催する⁵。ワークショップにおいては、優先対応事項の責任機関の特定、対応スケジュールの検討も行う。

(3) ファイナル・レポートの作成

- ・ 調査・分析結果、ワークショップの結果を踏まえ、JICA 協力（短期的には技術協力、中長期的には円借款）の可能性をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、内容を JICA に説明する。JICA と内容について協議し、必要に応じて協議結果、コメント等を反映する。なお、巻頭に報告書の要点を記載する。
- ・ JICA との協議内容・コメントを踏まえたファイナル・レポートを作成、提出する。なお、巻頭に報告書の要点を記載する。

第5条報告書等

1. 業務計画書

提出期限： 契約締結後 10 営業日以内

⁴ JICAでは、現時点で農業保険普及の阻害要因の一つが、各地方で農業保険を普及する農業普及員及び農家が農業保険について十分に理解していないことにあると認識している。そのため、特に地方部における農業保険の理解度及び普及状況の調査に係る調査項目及び方法について具体的な提案を求める。

⁵ 先方機関の調査内容の理解及び議論を促すワークショップの開催テーマ、時期等に関してプロポーザルの中で提案すること。ワークショップの対象者はジャカルタを拠点とする政府機関職員になる見込み。そのため、旅費（日当及び宿泊料）及び交通費の支払いは想定していない。

言語（部数）：和・英文（電子データ各1部）

内容：調査の基本方針、計画

2. ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：2025年2月上旬

部数：和文・英文（PDF 電子データ）

3. ファイナル・レポート（2025年2月28日）

記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートのコメントを反映したもの

提出時期：2025年2月28日

部数：和文・英文（PDF 電子データ）

4. 面談録

記載事項：関係機関との面談内容の要旨

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出

5. 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは項目別に整理しリストを付した上で、ファイナル・レポートとともに提出すること

第6条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

別紙

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果、及び JICA との協議に基づき最終確定するものとする。

1. 調査概要
 - 1-1. 調査の背景と経緯
 - 1-2. 調査団の構成と調査工程

2. インドネシア農業保険の現状と課題
 - 2-1. 食料安全保障戦略及び農業セクターにおける農業保険の位置付け
 - 2-2. 農業保険の現状と課題
 - 2-3. 地方部における農業保険の理解度の調査結果及び課題
 - 2-4. 農業保険を取り扱う企業及び保険商品の事例
 - 2-5. 近隣国諸国の農業保険の事例
 - 2-6. 農業保険におけるリモートセンシング技術の活用事例

3. 今後の方向性
 - 3-1. ワークショップ内容及び協議事項
 - 3-2. 農業保険推進に係る課題・提言
 - 3-3. 農業保険推進に向けたインドネシア政府の対応事項

添付:

1. ワークショップ資料
2. ワークショップ議事録

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	作業工程・方法	第4条 調査の内容（1）（2）特に （2）②
2	ワークショップのテーマ、期間、回数、対象機関	第4条 調査の内容（2）

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するに当たっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.00 人月

(現地渡航回数：延べ10回)

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：インドネシア国及び東南アジア地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- AYII における既存データの活用可能性の検討及び AYII 保険商品のレビュー

対象：第2章特記仕様書第4条調査内容（2）現地調査①

(5) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

「気候変動対策能力強化プロジェクト」

- Final Report on the Project of Capacity Development for Climate Change Strategies in Indonesia [1000028820.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/1000028820.pdf)

「農業保険実施能力向上プロジェクト」

- Project Completion Report [PCR_english.pdf \(bappenas.go.id\)](https://bappenas.go.id/PCR_english.pdf)
- Survey on Sustainable Agricultural Insurance Scheme [AgroInsurance Final Report \(English\).pdf \(bappenas.go.id\)](https://bappenas.go.id/AgroInsurance_Final_Report_(English).pdf)

(6) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してくだ

さい。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。

詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>

↓

外務省の海外安全情報によると、インドネシアの危険レベルは多くのエリアにおいてレベル1となっていますが、地域によって危険レベルが高い場所があります。渡航に当たっては、事前に「JICA 安全対策措置（インドネシア国）」を確認してください。また、渡航措置地域へ渡航する場合は同措置に基づき、所定の手続き及び承認を得てください。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するに当たっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：「東南アジア地域における農業保険分野」における業務（インドネシアにおける農業保険分野の実績を高く評価する）

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I.

1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 45 字及び 1 ページの行数については 35 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 7 月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下に該当

しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めることとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ワークショップ用資料等翻訳費（4回想定）	第2章 特記仕様書案 第4条 調査の内容（2） 現地調査 ③インドネシア国内における農業保険普及に係る方向性検討	2,000,000円	インドネシア語翻訳（ワークショップ4回分）	一般業務費（セミナー等実施関連費）

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

別紙

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3